

## 宇都宮市車体利用広告物ガイドライン【抜粋】

### ○車体利用広告物のデザイン等

#### (1) 識別性の確保に関する事項

ア 路線バスについては、広告表示により会社等の識別性を低下させないように車両の各側面及び後部面にバス会社名等を表示すること。

イ 行先表示や車椅子ステッカー等の法令等に基づく表示が容易・明確に識別できるよう配慮すること。

#### (2) 交通安全の確保に関する事項

ア 窓面より上部には、文字、数字等を使用しないこと。

イ 四コマ漫画等のストーリー性のある表示内容としないこと。

ウ 腐食・破損・脱落・はがれ等のおそれのあるものを使用しないこと。

エ 緊急車両や交通情報等と混同するおそれのあるデザインは使用しないこと。

オ 運転者の注意を著しく阻害するおそれのあるデザインは使用しないこと。

カ 多数の文字、数字、図柄等を使用することにより、過密とならないよう必要最小限にとどめること。

#### (3) 景観への配慮に関する事項

ア 地色又は広範囲に使用する色彩は、派手な原色又は金銀色を使用しないこと。また、黒色などの暗い色調を使用しないこと。

イ 地色に多くの色数を使用することで、全体が雑然とした印象になることを避けること。

ウ 車体の形状及び色彩と調和したデザインとすること。

エ デザインはイメージを主体としたものとし、複雑な告知内容を避けること。

#### (4) 市民への対応に関する事項

ア 性や暴力を意識させるもの又は射幸心を煽る等、青少年の健全育成の観点から好ましくないものは表示しないこと。

イ 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるものは表示しないこと。

ウ 違法又は反社会的な業態及び商品に関するものは表示しないこと。

エ 容易に市民の理解が得られないものは表示しないこと。